

京都ノートルダム女子大学における研究データの保存等に関するガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、京都ノートルダム女子大学研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第3条第2項の規定に基づき、本学の研究者が本学における研究活動に伴い作成・取得した研究データの保存期間及び管理方法等についての基準を定めるものである。

(研究データの記録・保存)

第2条 研究者は、実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残さなければならない。

2 実験ノート等には、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つように十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。

3 実験ノート等は、研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。

(論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究データの保存方法)

第3条 研究者は、論文や報告等、研究成果発表のもととなった文書、数値データ、画像等の研究データ（以下「研究データ」という。）を、後日の利用・検証が可能となるように適正な形で保存しなければならない。

2 保存に際しては、後日の利用・検証が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性・追跡可能性の担保に留意しなければならない。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。

(研究データの保存期間)

第4条 研究データの保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情が認められる場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。

2 法令等に別に保存期間に関する定めがある場合はそれに従う。

3 共同研究により得られた研究データ又は外部から受領した研究データで、契約等により別途定めがある場合はそれに従う。

(研究者の責任)

第5条 研究データの保存は、担当する研究者自身が主たる責任を負う。

2 部局責任者は、当該部局の研究者の異動や退職に際して、研究者の研究活動に関わる研究データのうち保存すべきものについて、バックアップによる保管又は所在を確認し追跡可能としておくなどの措置を講じなければならない。

(開示)

第6条 研究者は、論文等の形で発表した研究成果について、求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ、研究データ等を開示しな

なければならない。なお、転出や退職後もその責を負うものとする。

(その他)

第7条 個人データ等その取扱いに法的規制があるもの、契約等により別に定めがあるもの又は倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制、契約、指針等に従うものとする。また、特定の研究プロジェクトに関する成果物の取扱いについて、資金配分機関との取決め等がある場合には、それに従うものとする。

附 則

このガイドラインは平成28年10月1日から実施する。